

包括外部監査の結果報告書に記載の指摘事項及び意見  
(平成21年3月10日報告)

総論

(意見 20-001)

報告書 9 頁

2 利用の向上や費用対効果の検証

(1) 利用の向上を図るための利用者意識調査

対象施設：支所・市民サービスセンター、西宮市市民ホール・ギャラリー、公民館・地区市民館・共同利用施設

施設によって状況は異なるものの、基本的には利用者に対してアンケートなどの調査を行い、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって、利用率等の向上のための改善策も検討できることになる。アンケートを行うにしても、ただ用紙を置いているだけではなく、施設にいる職員等が利用者に声掛けして意見を書いていただくように促す努力が必要である。意識調査の形は問わないが、利用者の声を聞く姿勢が重要である。また、公民館・地区市民館・共同利用施設については、同種の施設が近接していることから、将来的に改修等を検討する際には、需要予測等に資するためにアンケート調査を実施することが望ましい。

(講じた措置)

現在、利用者アンケートが実施されている甲東ホール、北口ギャラリー、市民ギャラリーについては、質問内容について見直すとともに、回収率が低い場合には、利用者が手続きを行う時や利用当日に個別に依頼するよう指導を行い、改善を図ってまいります。

また、現在、利用者アンケートが実施されていない他のホール等については、実施について指定管理者に指導を行い、改善を行ってまいります。

(総合企画局)

支所・市民サービスセンターについては、平成18年度に政策推進グループが行った「市民満足度調査」の「窓口サービスへの満足度調査(支所・サービスセンターを含む)」で、「満足している」「比較的満足している」と答えた方が47.5%、「やや不満」「不満である」は16.1%となっており、概ね満足と回答を得ています。今後も市民意識調査等を利用し、利用者の意見を基に市民サービスの充実を図りたいと考えています。

地区市民館・共同利用施設についてですが、利用の向上を図るための利用者意識調査については、市民館運営委員会と連携を図りながら、利用者をはじめ地域内の諸団体、地域住民を対象にアンケート調査を実施し、利用者等のニーズ把握を行うことにより利用促進を図る改善策を検討してまいります。また、改修等を検討する際は、そのような手法も検討してまいります。

(市民局)

公民館の利用者意識調査については、主催事業、推進員会事業において参加者のアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めてまいりました。また、利用者の声として窓口に用紙

と回収箱を設置し、市民の意見を反映した管理運営に心がけてきたところです。特に多い意見は、窓口受付等に関する接客対応への苦情がほとんどであったため、窓口職員の接遇について改善指導し、より満足度の高い市民サービスに努めてまいりました。アンケート用紙については、利用者が記入しやすいように現在の自由記入方式から項目チェック方式に改め、今秋の講座等から反映できるようにいたします。今後も定期的に利用者ニーズを把握するアンケート調査を実施し、利用率の向上を図ってまいります。

(教育委員会)

(意見 20-002)

報告書 9 頁

## 2 利用の向上や費用対効果の検証

### (2) 費用対効果を考えて施設運営

対象施設：支所・市民サービスセンター、西宮市市民ホール・ギャラリー、公民館・地区市民館・共同利用施設

平成15年度から導入された事務事業評価のなかで、事業費のほか、人件費、減価償却費、退職給与引当などのコストを加えて施設ごとにトータルコストを計算した結果、効率性に関する評価が行われている。事務事業評価がある程度定着したことを考えると、その制度のなかで各所管課において評価シートに表れない個々の施設までも十分に分析したうえで、評価を行うことが望まれる。それによって、利用に見合ったコストとなっているかなど、個々の施設の費用対効果を分析すべきである。事務事業評価を導入している他の団体では、トータルコストを詳細に分析するために、評価シートのほかにも分析シートなどを作成し、事業別や施設別などに分析を試みている。

施設群によっては、地域で重複しているものもあるし、今後、施設の老朽化等に伴い大規模改修もしくは廃止を検討すべき施設もでてくると考えられる。施設の今後のあり方を検討する際にも、費用対効果の観点で分析した結果を活かすことができると考える。

### (講じた措置)

市民ホール、市立ギャラリーのトータルコスト分析については、事務事業評価において、施設ごとに評価シートを作成し、コストと費用対効果の分析を行っています。

そのため、事務事業評価で分析した結果に基づいて、建て替え、大規模改修、廃止等、施設の今後のあり方について、検討を行ってまいります。

(総合企画局)

市民館及び共同利用施設のトータルコスト分析において、複合施設内の市民館及び共同利用施設では他の施設を所管する担当課に受付窓口も含め管理を委任しているため、正確で詳細なコスト分析は難しい状況ではありますが、施設の費用対効果を分析するため、概算コストの把握方法の検討から取り組んでまいります。

(市民局)

公民館別のトータルコスト分析については、施設管理委託等において併設館では公民館部分以外(図書館分室、老人いこいの家、共同利用施設、市民館等)の維持管理の委任を受けて

いることや、公民館施設毎に業務の仕様が異なるもののスケールメリットを引き出すために一括して契約しているため、また、窓口事務職員の併任などの実態もあるため、館別の正確で詳細なコスト分析は難しい状況ですが、個々の施設の費用対効果を分析するため、施設ごとの概算コストの把握方法の検討から取り組みを進めてまいります。

(教育委員会)

(意見 20-003)

報告書 10 頁

## 2 利用の向上や費用対効果の検証

### (3) 施設の付加価値の向上

対象施設：支所・市民サービスセンター

そのような場合、事業費全体を削減することがこれ以上困難と判断されれば、事務効率を高めるか、住民サービスメニューの増加や、利用している市民の満足度を高めることを考えなくてはならない。確かに、住民票の発行などは行政努力によって利用件数を増やすものではないが、利用が少なく単位当たりコストが高い施設については、施設にいる職員等の手待時間が発生していることが考えられ、その時間を利用して付加価値のあるサービスを提供することを常に検討する必要がある。さらにいえば、施設ごとの業務量などに基づいた職員配置を十分に検討する必要があると考えられる。

(講じた措置)

支所等の窓口では、証明書の発行だけでなく、窓口業務に関する相談のほか、件数に表れない、市行政全般にかかる苦情や、相談の対応も行っております。窓口は、一時的に集中する場合など業務量の変動もありますが、きめ細かな住民サービスを考慮して、業務量を加味した人員配置を行っております。

現在、進めている自動交付機の普及などの進捗状況や、住民の要望の多様化に対応するための業務量の推移を精査しながら、市民満足度を高める行政サービス提供のため、今後とも、効率的な職員配置について検討してまいります。

(市民局)

(意見 20-004)

監査報告書 11 頁

## 3 指定管理者制度を導入している施設について

### (1) 指定管理者の選定手続き

指定管理者とした出資団体への人件費負担

監査対象とした西宮市フレンテホールにおいて、指定管理者の公募を行った際、市の出資団体である(財)西宮市文化振興財団が応募していたが、その出資団体では、市から派遣された職員が当該施設に関する業務を行っていると考えられる。市からの派遣職員が、どの程度の時間を当該施設の業務に従事しているかは明確ではなかったが、役員を除く財団の職員25名のうち12名が市からの派遣職員ということや、財団の事務分掌から判断すると一定の時間は関与していると考えられ、市からの人的な援助と考える。出資団体と民間事業者との公平な競争を行うためには、

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの指定期間は、いわば猶予期間であったことから、この期間内に人件費補助を行っている出資団体が指定管理者の公募に応募した場合の取り扱いについて、管理監督業務に携わる職員の人件費相当分も指定管理料に含めるべきであったと考える。

ただ、それが出来なかった今となつては、次回（平成25年度）の指定管理者の選定においても当該出資団体を指定管理候補者とするならば、選定時までに取り扱いについて変更すべきである。

（講じた措置）

指定管理者とした出資団体への人件費負担についてですが、補助金を交付されている外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定し、団体から提案のあった指定管理料に加算して、選定を行うよう、平成21年度中に指定管理者を選定する必要がある所管課等に対し、指示しています。

（総合企画局）

（意見 20-005）

監査報告書 11 頁

3 指定管理者制度を導入している施設について

（1）指定管理者の選定手続き

指定管理者選定に関する審査手続き

指定管理者を選定するには、審査項目や採点基準を設けたうえで指定管理者を決定しているが、採点した結果、指定管理者として選定した理由や審査内容などの審査結果を広く公表されているとは言い難い状況がある。例えば、審査の結果、選定した団体名のみをホームページで公表しているだけの担当課があるが、それでは透明性を確保できているとは言い難い。

よって、選定を行った総括を必ず行い、そのなかで、選定委員会での議論内容の要約や選定した指定管理者の優れたところなどをまとめたうえで、広く周知する必要がある。

また、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例によれば、原則、公募となっているが、非公募も認められている。非公募の場合は透明性の確保はなおさらであり、非公募とした理由を周知する必要がある。

（講じた措置）

指定候補者の選定結果とその内容については、議会における議決をいただいた後、速やかにホームページにより公表しております。ただ、これについては、一部、指定候補者を指定管理者として指定した段階で指定についてのホームページを公表し、選定結果のホームページを削除した取り扱いがあったことから、時期によっては、2種類のホームページが混在し、このような意見をいただくことになったと考えております。今後、ホームページによる選定結果の公表については、今年度中に関係部局との調整を進めてまいります。

（総合企画局）

3 指定管理者制度を導入している施設について

(1) 指定管理者の選定手続き

委員の点数が大きく乖離する場合の議論の必要性

監査対象とした「西宮市北山公園」では、審査結果の点数が委員によって大きく乖離している施設が見受けられた。例えば、同じ審査項目で、最高点が 16 点で、最低点が 4 点となっており（平均点は 12 点）かなりの差となっている。これについて、選定委員会の会議録を査閲しても、点数の開きについて議論している形跡がなく、点数の開きがあるまま指定管理者が決定されている施設があった。このように、各項目ごとに大きな点数の開きがある場合には、選定委員会で議論を行うように事務局から促し、かつ、記録を残すことが望まれる。

(講じた措置)

選定委員の間で点数が大きく乖離する場合の議論の必要性についてですが、委員が採点を行った後、事務局で点検を行い、そのような項目があった場合は、事務局より議論を促し、またそのことについての記録を行うよう、平成 21 年度中に指定管理者を選定する必要がある所管課等に対し、指示しています。

(総合企画局)

3 指定管理者制度を導入している施設について

(1) 指定管理者の選定手続き

指定管理候補者の財務状況を考慮した審査の必要性

指定管理候補者の選定時の審査項目は、「団体等の概要・経営理念等」「施設管理の基本的考え方」「管理運営計画(ソフト面)」「維持管理計画(ハード面)」「収支計画」等の項目を基本として審査を行っており、「団体等の概要・経営理念等」のひとつの項目で「経営状況・財務状況が健全であるか」という審査項目はある。しかしながら、当該審査項目はより慎重に判断すべきものである。公募の場合、民間事業会社が応募する場合も当然にあり、民間事業会社の場合は、事業の継続可能性について慎重に検討・考慮しなければならないからである。実際、他の自治体において指定管理者が破綻し、サービスの継続的な提供に支障をきたしているケースもある。

よって、たとえ施設の管理運営に関する提案が十分評価できるものであったとしても、財務状況に問題があるようなら、審査を行う前段階で当該団体を除くことも検討すべきである。選定委員のなかには、会計に詳しい外部専門家も入っているため、そのような観点で検証してもらうことは可能であろう。

なお、指定管理者制度運用指針のなかで、指定候補者の要件などで財務状況も勘案するように整理することが望ましい。

(講じた措置)

選定の過程では、応募時点における当該団体の財務状況について、一定の審査はなされているものと考えますが、意見を踏まえ、このことについて今後どのように規定するか、他市の状況等も参考にし、整理してまいります。

(総合企画局)

(意見 20-008)

監査報告書 13 頁

### 3 指定管理者制度を導入している施設について

#### (1) 指定管理者の選定手続き

##### 定量評価の視点を入れた審査基準

審査基準は前述の各項目を基本に行っているが、定量評価の視点が入っていない。つまり、指定候補者の提案書に記載されている指定管理料が低いもの、もしくは、市への納入額が高いものを一定の基準で点数を高くすべきである。この過程においては、選定委員の主観的評価が入らず、数値のみによる評価となる。審査項目のなかに「収支計画」を入れているが、この評価では、各選定委員が収支計画の妥当性や実現可能性の観点で評価すればよい。

なお、定量評価と定性評価のウェイト(割合)であるが、他団体の事例などでは、5割ずつとしているものもあり、他団体等を参考にしながら、定量評価を導入したうえで、定量評価と定性評価の割合についても検討すべきである。

(講じた措置)

定量評価の視点を入れた審査基準についてですが、指定管理料については、定量評価を行うよう、平成21年度中に指定管理者を選定する必要がある所管課等に対し、指示しています。ただし、定量評価と定性評価のウェイトや定量評価の採点方法については、最終的に選定委員会で議論の上、決定することとなります。

(総合企画局)

(意見 20-009)

報告書 14 頁

### 3 指定管理者制度を導入している施設について

#### (2) 指定管理者のモニタリング

##### 指定管理者の財務状況を定期的にチェックすべき

指定管理者からは事業報告書などとともに、貸借対照表や損益計算書、もしくは収支計算書などの決算書を入手しているのみであり、そこに記載されている団体の財政状態や経営成績については、所管課が十分に検証しているとは言い難い。特に指定管理者が民間事業者の場合には、経済環境の変化のため急激に業績が悪化する場合もあり、少なくとも1年に1度は財政状態及び経営成績を十分にチェックすべきである。

指定管理者がどのような事業で収入を得ているのか、また、財政状態は健全かつ安全であるかなどを、専門性を持ってチェックすることが望まれるが、担当課において

はそのような専門性を持つ職員を養成することは現実的ではない。よって、すべての指定管理者の決算書等を取り寄せ、それをひとつの部署で一元管理して、財政状態や経営成績などをチェックすることが効果的・効率的と考える。また、専門性を持った職員を養成するのが困難であれば、一括して財政分析を委託することも考えられる。

(講じた措置)

指定管理者の財務状況の定期的なチェックについてですが、指定管理者制度運用指針では、これまで、管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料等収入の実績、管理経費等の状況等を記載した事業報告書を提出させるというようにしておりました。ご指摘を受け、指定管理者制度運用指針に、「また、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことも必要であり、指定管理者の決算書類を定期的に提出させる。」と追加しております。これにより、順次、指定管理者となった団体についての決算書類の提出を求め、財務状態のチェックを行うことが可能となります。

また、財務状態をチェックする職員の養成についてですが、主に企業の財務分析について、平成21年度に研修を行うなど、職員の能力を高めることに努めています。

(総合企画局)

(意見 20-010)

報告書 16 頁

3 指定管理者制度を導入している施設について

(2) 指定管理者のモニタリング

指定管理者と事業効果や目標などについて積極的に協議すべき

年度当初において、指定管理者が事業計画書を作成し、市に提出している。ここでは、当該年度の目標などを記載されているが、文章表現によるものが中心で定性的なものとなっている。西宮市では、過年度から事務事業評価を導入していることもあり、「事業の成果や効果を示す指標名(説明)」を事業ごとに設定し、かつ、目標値も定められている。事務事業評価がある程度、定着していることに鑑み、その評価と連動させ、また、指定管理者の評価制度も構築中であることから、年度当初の計画値と、年度が終了した後の実績に基づいた計画と実績による分析を体系づけて有機的に行うべきである。

そのうえで、年度当初の事業計画策定にあたっては、市と指定管理者は、事業効果や目標について、協議し、共有する必要があると考える。

(講じた措置)

指定管理者と事業効果や目標などについての積極的な協議についてですが、ご指摘のとおり、市と指定管理者とで、当該施設における事業効果や目標について、十分な協議ができていない場合もございます。今後は、現在実施しております指定管理者運営評価シートによる評価も活用いたしまして、年度当初の計画値と年度終了時点における実績値を分析することで、翌年度以降の計画策定につなげてまいります。

(総合企画局)

3 指定管理者制度を導入している施設について

(2) 指定管理者のモニタリング

指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築  
指定管理業務決算書の指定管理業務支出報告額が過不足ないものであることを、市  
が確認するためには、支出報告額の定期的なモニタリングが有効であるため、指定管  
理業務の支出報告は現在の年 1 回から頻度を高めるべきである。

(講じた措置)

指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築についてですが、  
現在は、基本協定書に基づき、少なくとも年に 1 回、事業報告書の中で、支出報告を提出さ  
せています。

ご指摘のとおり、指定管理業務支出報告額の確認のため、報告回数の頻度を高めるよう、  
検討し、改善を図ってまいります。

(総合企画局)

1 西宮市市民ホール、西宮市立ギャラリー

(意見 20-012)

報告書 39 頁

競争原理の確保

ア 指定候補者の選定方法

市民会館と同じ市民ホールである他のホールや、ホールと同様の審査項目で指定管理者の選定が行われている市立ギャラリーについては、公募で選定された指定管理者が、非公募の指定管理者よりも、サービスの向上という観点からは稼働率を上昇させているということと、経費の節減という観点からは特に大きな削減効果を上げているという実績がある。その実績から考えるに、市民ホールの中の市民会館だけが、非公募により指定管理者を選定することが合理的、効率的とはいえない。財団に最も期待されているのは「市民に良質、低廉な芸術文化鑑賞の機会を提供する社会的役割」であり、そうであるならば、財団は市が行うべき芸術、文化事業の実施業務にその人的資源を集中し、市民会館の施設、設備の物的管理や受付業務については、経費節減効果が高く、稼働率の向上も期待できる民間団体を広く公募し、応募者の中から競争を勝ち抜いた団体に行わせるべきと考える。

(講じた措置)

市民会館については、施設の管理を財団法人西宮市文化振興財団に委託してきましたが、平成18年4月から指定管理者制度が導入された際も、公募によらずに指定管理者として管理運営を委託してきました。財団法人西宮市文化振興財団は、長年、自主事業として芸術文化鑑賞振興育成事業や、市からの委託事業である芸術文化振興事業等を行い、地域の芸術、文化の向上に寄与しており、芸術文化振興事業についてのノウハウが蓄積されています。また、市民に良質・低廉な芸術文化鑑賞の機会を提供するという財団法人西宮市文化振興財団の社会的役割は高いものです。

このため、平成19年度の市民会館の指定管理者選定の際は、市の芸術文化振興事業を実施する拠点施設である市民会館の管理を事業の実施主体である財団法人西宮市文化振興財団が一体的に担うことが合理的、効率的であると判断し、公募によらずに財団法人西宮市文化振興財団を選定したものです。ただし、市民会館は、現在の指定期間が平成25年3月31日で終了となるため、平成24年度中に新たな指定管理者の選定を行う必要があります。

今後、包括外部監査のご指摘を踏まえ、今後、選定方法を、公募によるか公募によらずに行うかを財団法人西宮市文化振興財団のあり方を含めて、検討を行ってまいります。

(総合企画局)

(意見 20-013)

報告書 40 頁

競争原理の確保

イ 指定管理者とした出資団体への人件費負担

出資団体と民間事業者との公平な競争を行うためには、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの指定期間は、いわば猶予期間であったことから、この期間内に人件費補助を行っている出資団体が指定管理者の公募に応募した場合の取り扱いについて、管理監督業務に携わる職員の人件費相当分も指定管理料に含めるべきであったと考える。

ただ、それが出来なかった今となつては、次回（平成25年度）の指定管理者の選定においても当該出資団体を指定管理候補者とするならば、選定時までに取り扱いについて変更すべきである。

（講じた措置）

平成19年度の市民ホールの指定管理者選定の際には、財団法人西宮市文化振興財団が申請した指定管理者指定申請書では、ホールの受付・案内業務を行っている財団雇用の職員の人件費分しか計上されておらず、フレンテホールについては、財団法人西宮市文化振興財団が選定されました。

今後、補助金を交付されている外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定し、団体から提案のあった指定管理料に加算して、選定を行ってまいります。

（総合企画局）

（意見 20-014）

報告書 41 頁

指定管理者への指導・監督

ア 指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築

指定管理業務決算書の指定管理業務支出報告額が過不足ないものであることを、市が確認するためには、支出報告額の定期的なモニタリングが有効であるため、指定管理業務の支出報告は現在の年1回から頻度を高めるべきである。

（講じた措置）

現在は、基本協定書に基づき、年に1回、事業報告書の中で、支出報告を提出させています。ご指摘のとおり、指定管理業務支出報告額の確認のため、報告回数の頻度を高めるよう、検討し、改善を図ってまいります。

（総合企画局）

（意見 20-015）

報告書 41 頁

指定管理者への指導・監督

イ 利用者へのアンケート実施

施設をより多くの市民に利用してもらうための方策を検討する際に、利用者の声であるアンケートは有効な情報であり、その結果をもとにサービス改善を図っていけば、利用者が増加することが期待できる。また、指定管理者がサービス向上に努めていることの評価を行うためにも必要と考える。よって、どのような手段でこの施設を知っ

たか、利用者が施設や設備、受付に関するサービスが満足いくものだったかという項目のほか、ホールを利用する際に重視する点、リピーターを確保するにはどのようにすればいいかなどについて、質問を行うべきである。また、回収率が低い施設については、利用者が手続きを行う時などに個別に依頼するなど、回収率向上を図るべきである。

さらに、アンケート結果については、現在行われているのと同様に、指定管理者から市へ報告することで情報を共有し、指定管理者が改善すべき点、市も関与して改善すべき点などを、上記の事項を踏まえて協議すべきである。

(講じた措置)

現在、利用者アンケートが実施されている甲東ホール、北口ギャラリー、市民ギャラリーについては、質問内容について見直すとともに、回収率が低い場合には、利用者が手続きを行う時や利用当日に個別に依頼するよう指導を行い、改善を図ってまいります。

また、現在、利用者アンケートが実施されていない他のホール等については、実施について指定管理者に指導を行い、改善を図ってまいります。

(総合企画局)

(意見 20-016)

報告書 42 頁

指定管理者への指導・監督

ウ 指定管理者の財務状況の定期的なチェック

全ての指定管理者から、毎年、事業報告書は入手しているが、貸借対照表や損益計算書等の決算書については、入手している団体と入手していない団体がある。

指定管理者がどのような収入で事業を行っているのか、また財政状態は健全かつ安全であるかなどをチェックするために少なくとも1年に1回は決算書を入手し、財政状態及び経営成績を十分にチェックするべきである。

(講じた措置)

施設の安定的な管理運営には、指定管理者が団体として安定した経営状態、財務状態であるかが非常に重要な要素です。

そのため、現在、貸借対照表や損益計算書等の決算書については、指定管理者選定時に提出を求めています。その後は特に提出を求めておりません。指定管理者の期間につきましては、通常5年間となっているため、今後は、毎年3月の年度協定書の締結の際などに、貸借対照表や損益計算書等の決算書の提出を求め、改善を図ってまいります。

(総合企画局)

(意見 20-017)

報告書 42 頁

市民会館の老朽化に対する対応

今後、市民会館の果たすべき役割は何かという点を市民も交えて広く議論し、それに沿った中長期的な大規模修繕計画や、もしくは施設のあり方までも含めて検討することが望まし

い。

(講じた措置)

市民会館につきましては、過去の市民会館の大規模改修工事の実績や舞台機構、舞台照明、音響設備等のメンテナンスの調査結果、他の老朽化したホールの状況等を勘案し、今後の中長期的な大規模修繕計画について検討してまいります。

また、市民会館を含めた市庁舎周辺の整備計画の状況や、市の文化芸術施策における市民会館のあり方、市内の他の市民ホールの中での市民会館の位置づけ等についても十分に勘案したうえで、建て替えにつきましても、今後、検討してまいります。

(総合企画局)

## 2 西宮市自転車駐車場

(意見 20-018)

報告書 51 頁

### 指定管理者の継続的なモニタリング

平成19年4月1日から平成22年3月31日の指定期間の応募者7団体の「申請者の財務状況」(80点満点)は24点から60点までばらつきがある。しかし、この項目の配点が800点満点中の10%を占めるのみであるため、財務の健全性では他より劣っている団体であっても、他の項目が優れていれば指定管理者に指定される可能性があった。仮にこのような団体が指定管理者に指定された場合、指定期間中、事業を継続的に安定的に行えるか否かを判断するために、市は少なくとも年に1回の頻度で、指定管理者の決算書入手し財務状況をモニタリングすべきである。

(講じた措置)

平成21年度より、毎年度、指定管理者の決算書入手し財務状況をモニタリングしてまいります。

(土木局)

(意見 20-019)

報告書 52 頁

### 定期使用料の口座振替のさらなる促進

使用料収入は、原則は定期利用については最初の3カ月分は自転車駐車場事務所で現金払い、それ以降は口座振替と、新規利用者には説明している。

定期利用の使用料収入326百万円のうち、現金収入は103百万円で、市によると、この中には契約当初の3カ月先払い分以外にも、自動ゲートがない自転車駐車場については、定期利用であっても口座振替の手続きをせずに、現金払いをしている利用者がいるとのことだった。

(講じた措置)

定期使用料の口座振替につきましては、平成12年度以降、新規に開設した自転車駐車場

は、自動ゲートの有無にかかわらず、すべて口座振替を実施しています。また、現金払いを行っている自転車駐車場につきましても、可能なかぎり口座振替の導入を検討してまいります。

(土木局)

(意見 20-020)

報告書 52 頁

指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築  
事業報告書の指定管理業務支出額が過不足なく報告されていることを市が確認するためには、指定管理業務支出額の月次推移のモニタリングが有効であるため、指定管理業務支出額の報告については、現在の年 1 回から頻度を高めるように変更すべきである。

(講じた措置)

指定管理業務支出額の報告については、平成 21 年度より、報告回数の頻度を高めるよう改めました。

(土木局)

(意見 20-021)

報告書 53 頁

損益改善案の検討

しかしながら、周辺の自転車駐車場施設の利用者は多く、利用者の本施設に対する潜在的なニーズは存在すると思われる。また、周辺に放置自転車が多い状況からその対策に寄与させることが必要である。そこで、例えば、定期利用使用料金を条例で定められた額より低額にすることで、収入単価は悪化するもののそれ以上に利用台数を増加させることができれば、1 台あたり損益が改善する。

上記のような潜在的ニーズはあると思われるものの、相対的に低い利用にとどまっている一部の施設については、市としてどの程度の利用台数を望むか明確にし、使用料金を改定することで、どのくらいの利用者の増減が見込まれるかを、現場を熟知している指定管理者に提案させる等の工夫を行い、市は使用料金の見直しを検討すべきである。

(講じた措置)

平成 21 年 5 月より、利用率の低かった阪神甲子園西第 1 自転車駐車場の 2 階 2 段ラック上段と、阪神甲子園南第 1 自転車駐車場の 2 階部分の自転車の使用料を条例改正して、1 ヶ月コースで 1900 円から 1300 円に料金を値下げしました。

同自転車駐車場の 5 月の定期利用者は、増加の傾向が見られるなど、早くもその効果も出始めており、今後も、引き続き利用者の推移を見守りながら、さらに、他の自転車駐車場にも導入を検討してまいります。

(土木局)

### 3 西宮市立北口駐車場

## 指定管理者と市の責任分担の明確化

指定管理業務にかかる指定管理者と市の責任分担については、指定管理者基本協定書に定められているが、運営費の上昇に関する項目において、「市の要因による運営費の増大」については、市の負担とされ、市が責任を負うこととなっている。「市の要因による」ものとはどこまでの範囲なのか、運営費の増大がどこまで市の負担となるかが不明確である。

また、運営費の上昇については、市の負担のみが定められ、その他の要因による運営費の上昇についての負担者が定められていない。民間のノウハウを活用し、できるだけコストを削減する指定管理者制度導入の趣旨から考えると、施設の管理に係る責任は、運営コストを含めて第一義的には指定管理者にあると考える。市の施策転換等により途中で業務範囲が拡大し、指定管理者が管理方法の変更を余議なくされる場合には、市と指定管理者が協議を行うこと等、どのような場合に市が責任を負うことになるかを定めておくべきである。

## ( 講じた措置 )

「指定管理者と市の責任分担の明確化」については、平成 18 年度から 20 年度までの指定管理業務における「運営費上昇」の責任分担はご指摘の通りでしたが、21 年度指定管理業務では、リスク分担の内容を「運営費の増大」として指定管理者の負担に変更いたしました。

ただし、市の指示による場合は協議事項としています。

( 別紙資料 No 1 )

( 総務局 )

## 年度協定書における指定管理料精算の錯誤記載

指定管理者年度協定書（平成 19 年度）では、「収支決算の結果、その要した経費の額が支払った経費の額に満たないときは、乙（指定管理者）は、その差額を甲（西宮市）に返納するものとし、逆の場合は、「甲乙協議の上、甲は追加して支払いができる。」こと、また、「修繕費、光熱水費については、執行予定金額を予め定め、年度末に精算払いとする。」ことが記載されている。市によると、指定管理料に含まれている修繕費及び光熱水費については、実際に精算が行われているが、その他の経費については精算は行われておらず、年度協定書にしたがった取り扱いとはなっていない。市担当者によれば、年度協定書の記載は錯誤であったとの説明であるが、平成 20 年度の年度協定書も同様に記載されており、年度協定書はいずれの年度においても修正されていない。年度協定書の錯誤記載については、直ちに修正すべきである。

## ( 講じた措置 )

「年度協定書における指定管理料精算の錯誤記載」については、平成 21 年 1 月に包括外部監査人より指摘をされましたが、その時点では既に 20 年度年度協定を締結しておりましたので、19 年度の錯誤を訂正することが出来ませんでした。

なお、平成21年度からの指定管理業務では修正いたしました。

(別紙資料NO2)

(総務局)

(意見 20-022)

報告書 62 頁

年度協定書における精算条項の再検討

一般に使用していれば時の経過に伴い劣化していく施設の修繕については、指定管理者の責任負担とせず、市が負担を負うこととし、一定額以上の修繕費を年度末の精算条項とすることに問題はない。しかし、駐車場事業において、管理運営の方法如何では大きく変動する可能性のある光熱水費についてまで精算条項として定めておくことは、本来の指定管理の制度趣旨に合致するものではなく、再検討すべき事項である。

(講じた措置)

「年度協定書における精算条項の再検討」については、光熱水費の取り扱いについて、市の基本的な管理運営の考え方も含めて再検討してまいります。

(総務局)

(意見 20-023)

報告書 62 頁

駐車事業における損益管理と資金管理の明確化

駐車場事業は、周辺の違法駐車対策という公共的事業の側面があるものの、北口駐車場は商業施設の中に設置され、商業施設の利用者に多く利用されている施設でもある。駐車場利用者からの収入で支出を賄うことができるように、事業計画を策定し、毎年適切な運営、損益管理及び資金管理を行うべきである。

(講じた措置)

「駐車事業における損益管理と資金管理の明確化」については、指定管理業務の運営形態、及び施設の中長期修繕計画の策定等も踏まえ、次回指定管理業者選定までに検討してまいります。

(総務局)

(意見 20-024)

報告書 63 頁

駐車場利用料金等の再検討

公共駐車場とはいえ、結果的に店舗や店舗利用者という特定の利用者のために多額の税金を投入し続けることになるのは好ましい状況とはいえ、利用料金等の検討を行うことにより、適正な料金の徴収を行うべきである。

(講じた措置)

「駐車場利用料金等の再検討」については、当駐車場が震災後、西宮北口駅周辺全体を活力と賑わいのある街づくりを推進するために再開発事業の一環として整備したものであるこ

とから、こうした公共性に配慮し料金設定をしていますが、今後も市民の理解を得られるような料金体系を引き続き研究してまいります。

(総務局)

(意見 20-025)

報告書 64 頁

<p>指定管理者の評価</p> <p>市は、指定管理者の選定後も、指定管理者が仕様書に記載された業務を効率的に遂行しているかどうかのみならず、利用者サービスの向上を図っているかという点まで含めて、定期的に指定管理者を評価していくべきである。</p>
--

(講じた措置)

「指定管理者の評価」については、指定管理業者は常時受付けている苦情・意見等を常に利用者サービスへ反映できる体制をとっております。またこれとは別に年度毎にアンケート調査を実施し、自己評価及び今後のサービス向上の指針にしてまいります。

(総務局)

(意見 20-026)

報告書 65 頁

<p>指定管理者の募集時での説明会開催</p> <p>北口駐車場の指定管理者は、下記の日程で募集が行われたが、指定管理者に係る募集説明会が開催されていない。駐車場の管理運営という事業内容からは、民間のノウハウを十分活用することのできる事業であり、市の意向を十分伝え、よりよい提案を広く求めるという点からも、募集説明会を開催し十分な説明を行うべきであったと考える。</p>	
事項	期間
募集要項の配布	平成17年10月14日～10月25日
質疑受付期間	平成17年10月17日～10月25日
募集説明会及び現地説明会の開催	開催されていない
応募書類の提出期間	平成17年11月7日～11月16日

(講じた措置)

「指定管理者の募集時での説明会開催」については、平成17年度及び20年度の募集において、質疑受付期間中に現地説明会の要望がありませんでしたので行いませんでしたが、今後はご指摘を踏まえ、実施を検討してまいります。

(総務局)

(意見 20-027)

報告書 65 頁

<p>募集前での審査基準の検討</p> <p>第1回の選定委員会は、募集が終了してから開催されており、審査基準が事前に検討されていない。新たに提案をしようとする応募者にも施設の特徴や運営方法等を十分把</p>
--

握してもらったうえで、市がどのような点に重点をおいて審査しようとしているか、審査の基準を応募者に知らせることは、よりよい提案を出してもらうためにも有効な方法である。審査基準は指定管理者の募集を始める前に検討したうえで、募集を開始することが望まれる。

(講じた措置)

「募集前での審査基準の検討」については、平成20年度に実施しました指定管理者選定では、募集前に選定委員会を開催し、選定基準を検討・決定した上で募集を開始いたしました。

(総務局)

#### 4 西宮市鳴尾浜公園(浜甲子園運動公園)

(意見 20-028)

報告書 72 頁

##### 施設の利用促進の検討

現状の利用状況をみると、運動公園の施設の中でも特に、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は、75%から85%を超えるかなり高い率を示しているのに対し、平日のこれら施設の利用は10%から20%程度の極めて低い稼働率となっている。市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。

(講じた措置)

公園緑地グループが所管する有料公園施設(運動施設)と教育委員会が所管する有料運動施設については、同種類の施設を同一料金としております。

平日の有料公園施設稼働率の改善策として、北部市域にあり利便性の悪い「流通東公園野球場及びテニスコート」と「高座山公園野球場」において、平成21年4月より平日使用料を従来半額へと減額いたしました。

鳴尾浜公園有料公園施設についても、先に減額した施設の稼働率の今後の推移と他の公園の有料公園施設や教育委員会所管の有料運動施設と同種類の施設稼働率を見ながら、平日使用料設定を検討してまいります。また、利用料金の設定と併せて平日にスポーツを楽しむ市民の増加が、市民の健康増進という施設設置目的の観点から重要であると考えており、今後、スポーツ振興施策と連携した、高齢者などに対するスポーツ教室の充実を図ってまいります。

(環境局)

(意見 20-029)

報告書 73 頁

##### 施設ごとの運営コストの算定

施設ごとの運営コスト算定は、制度上要請されているものではない。しかし、全ての施設が必ずしも有効利用されているとはいえない現状では、税金が有効に使われているか否かを検証するために、施設ごとの運営コストを算定することは必要である。また、

施設の使用料は近隣団体の状況などを勘案したうえで決定されていると考えられるが、必要な受益者負担の金額を推し量るためにも、コスト計算は有効である。コストと比して受益者負担がどの程度かを検討することによって、あるべき手数料の額も検討できると考える。

(講じた措置)

鳴尾浜公園有料公園施設は、体育館、野球場、テニスコート、多目的広場がある複合型の運動公園です。このうち、体育館の清掃、野球場のグラウンド整備や芝生管理、テニスコートの砂補充、多目的広場の整地など定期的に行う施設整備については施設ごとにコスト算定可能ですが、受付業務や巡回警備業務などは業務内容が重複しているため、明確にコスト算定することは困難です。しかし、必要な受益者負担の金額を推し量るためには、施設ごとのコスト計算は重要であると考えますので、可能な限り算定を実施してまいります。

(環境局)

(意見 20-030)

報告書 73 頁

#### 指定管理者の評価

既に平成20年度から、次の第2回目の指定管理期間に入っているが、そもそも、公募によらないで選定した指定管理者であったことを考えると、適切な管理運営がなされていたかどうか、本来は平成18年度の1年目の指定管理期間終了後、平成19年度において直ちに指定管理者の評価を実施しておくべきであった。

平成20年度において、平成19年度の指定管理者の運営評価が初めて実施された。この評価では、市は、「利用者に対するアンケート調査による、要望・ニーズの把握も行っている。」と指定管理者を評価しているが、実際に行われているアンケートは、指定管理業務に係る利用者アンケートではなく、自主事業に係るアンケートである。

指定管理者は、自主事業のみではなく本来の指定管理業務に係る利用者のアンケートを実施すべきであった、市も実態を適切に把握したうえで、指定管理者の適切な評価を実施すべきであった。

(講じた措置)

指定管理者の管理運営状況に関する評価については、平成19年度より、事業運営、施設維持管理及び稼働率の推移について事業報告書や現地調査に基づき評価を行っております。

鳴尾浜公園の指定管理者である財団法人西宮スポーツセンターにつきましては、市民の健康増進を目的とした自主事業を積極的に行い、また、施設の維持管理状況についても良好に行っていると評価いたしました。そして、利用者に対するアンケート調査は、指定管理者の管理運営状況を把握する上で最も重要な指標となることから、今後は自主事業だけではなく、一般利用者に対する施設の維持管理水準や職員の対応などに関するアンケート調査を実施し、指定管理者の適切な評価を行い、市民サービスの向上を図ってまいります。

(環境局)

(意見 20-031)

報告書 74 頁

#### 指定管理者の募集期間

指定管理者に係る募集説明会は開催されているものの、募集要項の配布から応募書類の提出期間まで、1ヶ月余りしかない。広く民間からよりよい提案を求めるといふ公募の趣旨や、野球場、テニスコート、体育館、多目的広場という多くの施設を有する運動公園の管理運営の複雑さを考えると、平成19年度は初めての公募でもあり、1ヶ月余りの募集期間は短かったといわざるを得ない。次回の選定時には留意されたい。

#### (講じた措置)

次回選定時には、民間活力の導入という指定管理者制度の導入の趣旨をより活かせるような募集期間を検討いたします。

(環境局)

(意見 20-032)

報告書 74 頁

#### 指定管理者に係る審査基準の募集開始前の検討

第1回の選定委員会は、募集が終了してから開催されており、審査基準が事前に検討されていない。新たに提案をしようとする応募者にも施設の特徴や運営方法を十分把握してもらったうえで、市がどのような点に重点をおいて審査しようとしているか、審査の基準を応募者に知らせることは、よりよい提案を出してもらうためにも有効な方法である。審査基準は指定管理者の募集を始める前に検討したうえで、募集を開始することが望まれる。次回の選定時には留意されたい。

#### (講じた措置)

審査基準を事前に公表し、市が指定管理者に求めている重点項目を示すことについては、応募者の自由な発想、新たな提案を阻害する懸念があるため行いませんでした。次回以降の選定の際には、応募者からより良い提案をしていただけるような選考方法について審査基準の事前公表を含め、他の所管する施設の選定事案を参考に検討してまいります。

(環境局)

(意見 20-033)

報告書 75 頁

#### 指定管理料の積算方法

市は、光熱水費を指定管理料に含めず市の負担とする理由を、同一公園内の園路部分及び駐車場西側の一般公園等の部分が市の管理区域となっていることから、電気・水道等メーターの切り分けができていないためであるという。しかし、公園内の大半の光熱水費は体育館やテニスコート等の施設において生じていると考えられ、メーターが切り分けられなくとも、面積按分等の方法により指定管理者にその管理の一部を担わせることも可能である。むしろ、公園施設の維持管理を一体的に行うという点では、指定管理料に含めて管理させたいと、コスト削減を図ることを検討すべきである。

#### (講じた措置)

鳴尾浜公園における指定管理者の管理施設は有料公園施設のみであり、その他については管理対象外として、24時間一般市民に開放しております。

公園内の光熱水費については、

指定管理者の管理施設と一般開放している施設にメーター設置を行っておらず、また、設置するには新たな設備投資が必要となること。

ナイター利用に係る電気使用料については、施設使用料と同じく西宮市の歳入としていくこと。

便所をはじめ水道施設は不特定多数が利用すること。

以上の理由により、全て市の負担としております。

しかし、光熱水費の削減については、コスト削減のみならずエコの観点からも重要であると認識しております。今後とも指定管理者に対し、光熱水費の削減を図るよう指導を行ってまいります。

(環境局)

## 5 西宮市北山公園

(意見 20-034)

報告書 81 頁

### 指定管理者の選定に関する審査基準

ここで、指定管理者の選定にあたっては、指定管理料は収支計画に基づいて計算されるものであり、数値による評価が可能で、その部分は定量評価を行うべきと考える。審査項目のなかに収支計画とあるが、各委員が5段階で点数をつけるものでもなく、指定管理候補者の提案書に記載されている指定管理料が低いものを一定の基準で点数を高くすべきである。そして、選定委員の判断は、それ以外の審査項目を定性的に評価を行っていくべきものとする。

なお、収支計画の審査項目については、指定管理料という金額について判断するのではなく、収支計画の妥当性や実現可能性について検証するような採点とすべきである。また、定量評価と定性評価のウェイト(割合)であるが、他団体の事例などでは、5割ずつとしているものもある。

(講じた措置)

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会で承認した審査基準に基づき採点を行い、客観的かつ総合的に指定候補者を選定することとしています。

審査基準のうち、収支計画の項目については金額の多寡のみならず、無理のない収支計画かどうか、5年の指定期間の間安定した管理運営が行えるかということを含めて客観的に採点いたします。

指定管理者制度導入にあたって、管理経費の節減は重要なポイントの一つですが、そのことにより、利用者が安定したサービスを受けることができなくなるとはいけませんので、金額の多寡に関する項目も含めて定性的に評価を行っています。

今後については、審査項目の見直しや配点の割合の見直しを含め、より明確な審査基準に基づいた選定を行えるように努めてまいります。

(環境局)

## 指定管理者選定理由等の公表

非公募であることから、選定の透明性の確保は一層要求される。透明性を高めるためにも、非公募の理由、選定経過、選定した理由などを広く公表する必要がある。

また、各委員の審査点数を比較したところ管理運営計画(ソフト面)において、16点が最高点であるが、4点と審査している委員もいる(平均点は12点)。このように点数に開きがある場合には、その理由を選定委員会のなかで議論することが望ましいが、会議録や答申書(選定委員会から市長へ宛てたもの)を確認したところ、特に議論した形跡がなかった。よって、点数に開きがある場合には、選定委員会で議論を行うように事務局から促し、かつ、記録を残すことが望まれる。

## (講じた措置)

指定管理者の選定にあたっての、透明性確保の重要さは認識しており、特に北山公園等指定管理者である財団法人西宮市都市整備公社については、平成19年度指定候補者選定委員会において指定候補者として選定された際、西宮市ホームページ上で非公募により選定を行った理由、選定経過及び選定理由等を公表し、透明性の確保を図っております。

また、審査を行う各委員は、それぞれの専門や経験等に基づき採点を行うため、同じ審査項目でも採点に開きが出る可能性があります。次回の選定の際には、特に各委員の審査点数に開きが大きい場合には、採点理由等について選定委員会で議論し記録を残すことで、さらに指定管理者選定の透明性を確保するよう努めます。

(環境局)

## (意見 20-036)

## 公平な競争を確保するために収支計算書の精度を高めるべき

平成19年度における指定候補者選定委員会から市長宛てに提出された答申書によると、「公社から提出された収支計算書には、市派遣職員の人件費が計上されておらず、審査項目における収支計画の妥当性についての判断が困難であった。今後は運営経費の全体が把握できる収支予算書を提出すること。」とある。平成17年度に開催された選定委員会からの答申書にも同趣旨の記載内容があり、改善されないまま平成19年度の選定委員会を開催していることから、平成17年度の選定委員会の答申を無視した形ともなっている。今後、公募形式となる可能性も否定できないことから、応募してくるであろう民間事業会社との公平性を確保するためにも必要な措置であり、今回は非公募のため特に問題とはならないものの、収支計算を正確に行えるような公社内部の体制を整える必要がある。これは指定管理を行っている市が、公社に対して体制整備について要求していかないと変わらないものと考えられるため、改めるべきである。市においても、事務事業評価を行う際に人件費を各事業に配賦計算を行っているため、この情報を活用することも考えられる。

## (講じた措置)

今後、補助金を支出している外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管

理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定し、団体から提案のあった指定管理料に加算して、選定を行ってまいります。

(環境局)

(意見 20-037)

報告書 82 頁

公社の財政状態などを定期的にチェックすべき

毎年度末において、公社から事業報告書とともに、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録などの財務状況をまとめた資料を入手している。しかしながら、財務状況については専門性が必要であることなどから、特に数値の検証を行うことを行っていない。指定管理者がどのような収入で事業を行っているのか、また、財政状態は健全かつ安全であるかなどを、ある程度の専門性を持ってチェックすることが望まれる。

(講じた措置)

財団法人西宮市都市整備公社から提出される公社全体の財務状況については、事業運営を含め市が深く関与し、財務状況についても監査などにより確認を行っていることから、所管部局では、専門性を持ったチェックは行っておりません。しかし、指定管理者の財務状況については、安定した施設の管理運営がなされる上で重要なものであり、今後は、公社を所管する担当部局との情報共有を図り、財務状況の確認を行います。

(環境局)

(意見 20-038)

報告書 83 頁

指定管理者と事業効果や目標などについて積極的に協議すべき

西宮市では事務事業評価が導入され数年が経過していることもあり、ある程度、定着していることから、この指標を用いて指定管理者と事業効果や目標について、協議し、共有する必要があると考える。指定管理者との関係では、年度当初に事業計画書が提出されるため、その計画書の中に、事務事業評価で用いている指標を入れ込み、目標値として設定することが考えられる。

なお、北山緑化植物園の年間来園者数については、カウント方法が駐車台数などから推計を行っていることから、駐車場が減少したことにより計算上、来園者数が少なくなるなど、正確性が確保されていないとのことである。よって、平成20年度から実施されている来園者に対するアンケート結果などを用いて、指標化することも考えられる。

(講じた措置)

北山公園等の管理運営については、事務事業評価において、園芸教室受講率や園芸相談件数等を指標として定め、目標値を設定しており、指定管理者とも密に連絡を取り、情報の共有に努めております。

また、指定管理者としても、北山山荘の一般開放日を増やしたり、アンケートを実施し、利用者の意識・意向の把握に努め、市民サービスの向上を積極的に図っています。

北山緑化植物園の利用者数については、入園自由としていることもあり、正確な利用者数の算定ができず、駐車台数等から推計を行っているのが現状です。今後、より正確に施設利

用状況を判断するための指標について、検討してまいります。

(環境局)

(意見 20-039)

報告書 84 頁

公社の役員構成を見直すべき

公社の役員は、理事 9 名、監事 2 名であるが、理事長が副市長、副理事長も元職員 2 名、それ以外の理事は総務企画局、総務局、市民局、環境局、都市局、土木局の局長であり、監事は、財務部長、会計室長となっている。そもそも、西宮市の外郭団体として設立された財団であるため、設立当初ではそのような役員構成はいたしかたない面もある。

しかしながら、公社が指定管理者となっている現状では、今後は役員構成も外部からの登用などを行い、より透明性を高めるべきと考える。現在、公益法人等改革により検討を迫られていることから、それとあわせて実施すべきである。

(講じた措置)

公社の役員構成については、今後、公益法人制度改革に伴う公益認定申請を行う中で、見直しを行う予定です。

(総合企画局)

## 6 西宮市甲山自然環境センター

(意見 20-040)

報告書 88 頁

指定管理者の顧問

指定管理者である特定非営利活動法人こども環境活動支援協会(以下、「協会」という。)では、名誉会長 1 名、顧問 4 名を配置している。協会の設立経緯などから市長が顧問として入ったことや、また、顧問料などの金銭的対価を得ていないことから、実質的には問題ないものの、指定管理者となったからには、外観上の問題から顧問から外れるべきと考える。

(講じた措置)

市長が指定管理者の顧問に就任している件については、金銭的対価もなく、また、協会設立時の経緯から発言権のない役員になっているものであり、実質的な問題はないと考えています。

しかしながら、外観上の問題点を考慮したうえで、市長の顧問就任の件について、次期総会時において再考されるよう協会に申入れを行いました。

(環境局)

(意見 20-041)

報告書 88 頁

指定管理者の選定に関する審査基準

ここで、指定管理者の選定にあたっては、指定管理料は収支計画に基づいて計算されるものであり、数値による評価が可能で、その部分は定量評価を行うべきと考える。審査項目のなかに収支計画とあるが、各委員が5段階で点数をつけるものでもなく、指定管理候補者の提案書に記載されている指定管理料が低いものを自動的に点数を高くすべきである。そして、選定委員の判断は、それ以外の審査項目を定性的に評価を行っていくべきものとする。なお、収支計画の審査項目については、指定管理料という金額について判断するのではなく、収支計画の妥当性や実現可能性について検証するような採点とすべきである。また、定量評価と定性評価のウェイト（割合）であるが、他団体の事例などでは、5割ずつとしているものもある

（講じた措置）

当該事案にかかる審査基準では、評価項目の1つに収支計画の項目がありますが、指定管理料の多寡を評価するのではなく、収支計画全体を1つの評価項目として取り扱い、バランスの良い計画かどうかを他の項目と同様に各委員が客観的に5段階で評価することとしています。

今後の指定管理者の選定においては、指定管理料については定量評価を行なうこととし、他市町の事例なども参考にしながら、定量評価と定性評価のウェイトや定量評価の採点方法、また、評価項目や採点基準の見直しなど選定委員会において検討していきます。

（環境局）

（意見 20-042）

報告書 89 頁

協会の財政状態などを定期的にチェックすべき

毎年度末において、協会から事業や活動に関する報告書とともに、収支計算書、正味財産計算書、貸借対照表、財産目録などの財務状況をまとめた資料を入手している。しかしながら、財務状況については専門性が必要であることなどから、特に数値の検証を行うことを行っていない。指定管理者がどのような収入で事業を行っているのか、また、財政状態は健全かつ安全であるかなどを、ある程度の専門性を持ってチェックすることが望まれる。

（講じた措置）

指定管理者の財政状態などの定期的なチェックについては、指定管理者の業務にかかる年度協定に基づき、財務状況関係資料を提出させることにより、指定管理者の財務政状況を確認しています。

提出される財務状況関係資料は、当該協会において内部監査を受け、総会において承認を得るなど、一定のチェックが行なわれ信用できるものと考えています。

しかしながら、市の組織として専門性を持ったチェック体制がないことから、特に財務状況についての検証を実施していないのが実情であり、財務状況についての検証の必要性は大切だと考えます。

今後は、財務分析に関する研修に職員を参加させるなど、その能力を高めることに取り組んでまいります。

（環境局）

指定管理者と事業効果や目標などについて積極的に協議すべき

事務事業評価において、稼働率を指標として設定し、毎年度60%を目指すこととなっているが、これを休日と平日に区分したうえで、どの程度の利用を見込むのかについて、毎年度の年度当初に協会と市で十分に協議すべきである。

その目標について共有した後に、毎年度の事業計画書に年度目標として明記すべきと考える。

もちろん、甲山自然環境センターは第一に環境学習の拠点という意義を持っているため、利用が増えればいいというものではない。しかしながら、施設として保有している以上、より多くの市民に来館していただかなければ、存在意義がなくなると考える。

(講じた措置)

指定管理者と事業効果や目標などについての協議については、毎月事務協議を行い、情報の共有に努めています。

本施設は、休日を中心とした利用形態であり、休日の稼働率はかなり高いものとなっているため、本施設の管理運営にかかる事務事業評価における指標については、施設の利用可能日数に対する実利用日数を稼働率として用い、その目標値を60%としています。

本施設の利用状況を見ると、施設の利用目的から、青少年団体を中心とした利用者や家族連れが多いことなど、休日の利用件数に比して、平日の利用件数が少ないという現実があります。

より多くの市民に利用していただけるよう、平日の利用促進方策を中心に、指定管理者と市で十分に協議を重ねて行きます。

(環境局)

使用料の増額について検討すべき

前項で記載したように非常に高い稼働率となっており、市民にとっても利用しやすく価値のある施設であると考え。しかしながら、利用が多いために休日などは予約をしたくてもできない方もいるようであり、使用料を増額することも検討の余地があるものと考え。現在の使用料は以下のとおりであり、非常に格安となっており、増額余地はあるものと考え。

【甲山自然の家使用料(宿泊を要する場合)】

18歳未満の者及びその引率者	1人1泊につき250円
その他の者	1人1泊につき500円

【キャンプ場使用料】

区分	使用料
宿泊を要する場合	1人1泊につき100円

宿泊を要しない場合	1人1日につき100円
-----------	-------------

(講じた措置)

施設使用料については、平成20年度事務事業評価のコスト面から、単純計算で単位コストを算定すれば、かなり安く施設使用料が定められており、その意味合いにおいては、増額について検討する余地はあるかも知れません。

本施設は、青少年を中心に環境学習をはじめとした様々な体験活動の場として利用され、阪神間をはじめ兵庫県下や近畿圏にも多くの類似施設があります。

施設利用料の改定については、これらの近隣類似施設との比較が大きな視点となります。

また、このような環境教育施設・社会教育施設については、どの自治体においてもその利用料については、比較的、低価格に設定している傾向にあります。

現在の使用料金は、近隣の類似施設との比較においても、特別に安価であるともいえない状況ではありますが、減免制度の見直しも含めた施設使用料の改定については、受益者負担の観点も踏まえ、今後の検討課題と考えます。

(環境局)

## 7 公民館、地区市民館、共同利用施設

(意見 20-045)

報告書 117 頁

### 規模の縮小や施設の統廃合の検討

地区市民館は、運営コストは抑えられているものの、市民の要望によって建設されたという経緯に反して、利用率が極端に低い施設がある。地区市民館ごとにばらつきがあり、それぞれ特有の問題はあるものの、総じて、施設が老朽化していること、公民館や共同利用施設といった類似施設が近接する地域にも建設されていることなどが利用率の低い原因として考えられる。また、共同利用施設の利用率も施設によってばらつきがあるが、利用人数当たりコストからは費用対効果が芳しくない施設が多い。

地区市民館・共同利用施設とも将来的に改修等を検討する際には、アンケート調査の実施なども含めて需要予測等を十分に行う必要がある。

また、公民館については、社会教育機関として事業を実施しており、それらに係る運営費等がかかっているため、他の施設と同一条件での比較ではないものの、中央公民館を除いて利用率が高いとも言えず、費用対効果の観点からは、トータルコストが高いこともあり、利用人数当たりのコストが高くなっている。

よって、以下で指摘している内容を踏まえ、いずれの施設においても利用率の改善を図るべきである。特に利用率が10%未満の施設については、現状では利用者に対する十分なサービス提供を行うことができていることを踏まえ、たとえば今後3年間で利用率の改善を図ることができない場合などには、規模の縮小や施設の統廃合を検討すべきである。

(講じた措置)

地区市民館は、地域コミュニティ形成のための拠点施設として、地域の方々が自主的に活用しコミュニティ推進及び活性化を図る目的で設置されたものです。

しかし、少子高齢化が進行し、地域住民の意識が大きく変化するなかで、時代の変化に対応した市民館の運営展開を行う必要があると考えます。

今後、多くの市民に利用してもらうため、市政ニュースや地域情報誌「宮っ子」などの広報媒体を活用の上、市民館のPRを行うとともに、市民館運営委員会と連携を図り、利用者及び地域内諸団体、地域住民を対象にしたアンケート調査によるニーズの把握を行い、市民の利用を促す仕掛けづくりなど、市民満足度を高め、さらなる利用促進を図ることにより利用率の向上に努めてまいります。なお、統廃合については、利用実態や地元等の希望も考慮しながら、関係部局と協議・検討していく必要があります。

(市民局)

利用率の改善については、インターネットによる施設予約システムの稼働実施やキャンセル返金対応など、これまでの利用者要望に応えた利用者サービスの改善を平成21年度から実施しておりますが、各種アンケート調査結果を踏まえ、引き続き地域住民のニーズを把握し、利用率向上に努めてまいります。また、公民館の管理運営体制については、社会教育委員会議の答申を踏まえ、地域住民の管理運営への参画について試行を継続している館において、コスト面での効果の検証を行ってまいります。

(教育委員会)

(意見 20-046)

報告書 118 頁

規模の縮小や施設の統廃合の検討

ア 利用状況について

しかし、貸館としての機能を備えている以上は、各公民館の部屋ごとの稼働率を把握して、貸館としての利用状況の分析を実施すべきであると考えます。これにより、部屋ごとの利用増加策が検討でき、改善を行うための基礎資料となりうる。

そのためには利用状況を正確に把握するための仕組み、ルールを明確にすることが必要である。また、和室、調理室などでは施設によって10%を下回るなど極端に利用率が低くなっている。今後の利用率向上が認められないのであれば、部屋の利用目的を変更するなどの検討が必要である。

(講じた措置)

利用状況の正確な把握や低利用率の部屋への対策については、公民館は地域の学習拠点として多様化、高度化する地域の学習ニーズに対応できるよう努めなければならないとされており、調理実習室については、現代的課題の家庭教育、食育、2007年問題等の学習及び解決の場として使用されており、今後も存続が必要なものと考えております。しかし、利用率の低い調理実習室等の特定目的室については、利用の促進を図るため、使用日の2週間前より特定目的以外の利用にも供せるよう工夫しています。今後も全体として利用率向上が見込めるよう改善してまいります。

(教育委員会)

規模の縮小や施設の統廃合の検討

イ コスト分析について

公民館、地区市民館・共同利用施設について、いずれも全体としてコスト分析を行っているが、市民局においては地区市民館と共同利用施設の区分がなされていない現状で十分なコスト分析が実施されているとはとても言えない。

将来の改修等の検討や規模の縮小、地区市民館、共同利用施設との統合等の検討を行うということがあれば、検討の際には公民館ごとのコスト効率や費用対効果を把握して検討を行わなければ意思決定を誤ることも考えられ、これらの観点から、施設ごとにコスト分析を実施することが望ましい。公民館は住民に社会教育の場を提供するという目的があるとはいえ、いずれの施設においてもトータルコストから利用料収入を差し引いた純コストは市民の税金負担であるということを意識する必要がある。

今後は、施設によって利用率が異なっている状況から、利用率向上のためには施設ごとのコスト分析を実施すべきである。

(講じた措置)

地区市民館及び共同利用施設において、施設ごとのコスト分析を行い、コスト効率や費用対効果を把握するなどして、今後の運営管理について検討してまいります。

(市民局)

公民館のコスト分析については、施設管理委託等において併設館では公民館部分以外(図書館分室、老人いこいの家、共同利用施設、市民館等)の維持管理の委任を受けていることや、公民館施設毎に業務の仕様が異なるもののスケールメリットを引き出すために一括して契約しているため、また、窓口事務職員の併任などの実態もあるため、館別の正確で詳細なコスト分析は難しい状況ですが、利用率向上のための施設ごとのコスト分析をするため、施設ごとの概算コストの把握方法の検討から取り組みを進めてまいります。

(教育委員会)

施設の管理形態

利用者にとっては、同じような市の貸館という施設でありながら、かかっている運営コストに差が生じている。現状では公民館はすべて直営としているが、中央公民館は直営のままとし、機能は残しつつ、その他の公民館は、地区市民館のように地域住民の団体を指定管理者とすることにより、運営コストの削減を図ることが可能ではないか。

また、地区市民館や共同利用施設は、収益性が見込める施設ではないとはいえ、あまりに利用率が低い状況は放置しておくべきではない。公民館で活動する地域の推進委員会や登録グループのように住民の主体的な活動を推進し、利用率の向上を図る必要がある。

(講じた措置)

地区市民館は、地域コミュニティ形成のための拠点施設として、地域の方々が自主的に活用しコミュニティ推進及び活性化を図る目的で設置されたものです。

しかし、少子高齢化が進行し、地域住民の意識が大きく変化するなかで、時代の変化に対応した市民館の運営展開を行う必要があると考えており、定期的な市民館運営委員長会議の開催を働きかけ、この会議のなかで運営委員長同士の情報交換や交流の場を持つなどして改善するとともに、市政ニュースや地域情報誌「宮っ子」などの広報媒体を活用のうえ市民館のPRを行ってまいります。

また、利用者をはじめ地域内の諸団体等を対象にアンケート調査によるニーズの把握を行い、市民の利用を促す仕掛けづくりを行うなど、市民満足度を高め、さらなる利用促進を図ってまいります。

(市民局)

地域住民の団体を指定管理者とすることについては、各地域での公民館活動の活性化を図るため、地域の実情に応じ、鳴尾東、高須の2公民館の管理運営に地域が参画できる仕組みを平成19年度から試行しています。さらに、試行実施中におきましても安定継続性、地域メリット、人材の確保、地域のバックアップ体制等の課題の検証を行うとともに、他の地区館の地域事情の把握に努め、拡大が見込めるか調査研究を踏まえ、今後の公民館のあるべき姿を検討してまいります。

(教育委員会)

(意見 20-049)

報告書 119 頁

#### 施設の管理形態

##### ア 地区市民館の指定管理者制度

###### (ア) 合理的な基準による指定管理料の設定

指定管理者制度の概要にあるように、指定管理料は、施設の規模や利用率とは関係なく決められており、15館で一律2,150千円となっている。各地区運営委員会にとって、サービスの向上や運営の効率化に対するインセンティブが働きにくい。

また、指定管理料に清掃費が含まれるか否かで1,074千円～1,296千円の差が生じている。しかし、定期清掃については、地区市民館・共同利用施設・広田山荘で一括して民間業者と委託契約を行っており、指定管理者が行っているのは日常清掃のみである。指定管理者として日常の清掃を行うのは当然であり、この項目の有無により指定管理料に差が生じる合理的な理由は認められない。

指定管理料は、施設の規模や利用率に応じて差別化し、指定管理者のインセンティブが働くよう指定管理者の成果に応じて増減するよう設定すべきである。

(講じた措置)

地区市民館は、地域コミュニティ形成のための拠点施設として、地域の方々が自主的に活用しコミュニティ推進及び活性化を図る目的で設置されたものです。

従って、地域の市民館を地域で管理するという参画と協働の観点や地域の実情等を熟知している地域住民で構成された運営委員会が管理する方が円滑な運営につながることから、市

民館については、設置当初から市民館運営委員会に運営管理を委託してきたものです。

なお、施設の規模や利用率、指定管理者の成果等に応じた指定管理料の設定については一定の整理が必要であることから、今後、検討してまいります。

(市民局)

(意見 20-050)

報告書 119 頁

施設の管理形態

イ 施設の一体的な運営管理

(ア) 施設間での情報共有

公民館、地区市民館及び共同利用施設は、貸館としての機能は市民の立場からすれば特に違いはないように思われる。しかし、所管部署が異なることから、これらの施設に関する情報は部署ごとに管理されている。上甲子園公民館と上甲子園センターのように一体化工事が行われている事例もあるが、利用状況やコスト分析の実施、建設または改修の計画は所管部署ごとに検討されている。そのため、部署間での調整が十分ではなく、地域により施設が偏在しているように思われる。

過去において一体として管理を行うことは検討された経緯はあるものの結論には至っておらず、特に貸館機能から考えた場合には、別々に管理する積極的な理由は認められない。今後の施設のあり方、管理運営形態の検討、さらにサービスの向上や運営費の削減という観点からもこれらの施設を総合的に検討することでより有効かつ効率的に活用されるものと考えられる。そのためには、まず各部署の有する情報を共有化し、総合的な観点から分析や検討を行うことが望ましい。

(講じた措置)

公民館では、今年度から実施いたしております施設予約システム等を用い、複合施設であります市民館などと、市全体の利用率の向上につながる連携が可能かどうか関係部署に働きかけてまいります。

(教育委員会)

(意見 20-051)

報告書 120 頁

施設の管理形態

ア 地区市民館の指定管理者制度

(イ) 精算条項の年度協定書への記載

各地区運営委員会に対する指定管理料は施設の管理運営のための経費であり、修繕費は含まれないため、次年度繰越金として指定管理者が留保する必要はないと思われる。原則どおり精算を行うことが望ましい。

(講じた措置)

市民館運営委員会と締結しております年度協定書には精算条項の記載がないため、毎年度の精算については行っておりませんが、平成 22 年度の年度協定書から精算条項を記載し、指定管理料については、精算を行うことといたします。

(意見 20-052)

報告書 121 頁

<p>施設の管理形態</p> <p>ア 地区市民館の指定管理者制度</p> <p>(ウ) 費用の責任分担の明確化</p> <p>「各地区市民館 指定管理者 年度協定書」第4条では『業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲乙協議の上、行うものとする』とあるが、どのような場合に市が負担するかについての記述が不十分である。費用負担の詳細は協議を行った上で決まるということはあるが、費用負担を明確に区分するために、最低限どのような場合に市が負担するかを具体的に記述しておくことが望ましい。</p>
--

(講じた措置)

年度協定書第4条の規程は、費用負担について明記しているのではなく、施設の改築、維持補修等の箇所・内容を協議することについて規定されているものです。

費用負担については、年度協定書第2条の「経費の額及び支払」において、「光熱水費、修繕費、工事費は含まないものとする」と規定していることから、費用の責任分担について具体的に記述する必要はないと考えます。

(市民局)

(意見 20-053)

報告書 121 頁

<p>施設の管理形態</p> <p>ア 地区市民館の指定管理者制度</p> <p>(オ) 指定管理者の支出内容の適切なチェック</p> <p>指定管理者である各地区市民館運営委員会から年に一度決算報告書を提出されているが、基本協定において地区市民館の運営費の範囲が明確でないこともあり、指定管理料がどのような内容で支出されているかが適切にチェックできていない。地区市民館の運営費の範囲を明確にし、市として指定管理者の支出内容を適切にチェックし、改善すべきものは指定管理者に対して勧告すべきである。</p>
--

(講じた措置)

毎年、指定管理者より提出される決算報告書については、領収書の添付などを義務づけるなどしてチェックを行っております。なお、支出内容等に改善が必要な場合においては、定期的を開催する市民館運営委員長会議において指導してまいります。

(市民局)

(意見 20-054)

報告書 122 頁

<p>施設の管理形態</p>
----------------

## イ 施設の一体的な運営管理

### (ア) 施設間での情報共有

公民館、地区市民館及び共同利用施設は、貸館としての機能は市民の立場からすれば特に違いはないように思われる。しかし、所管部署が異なることから、これらの施設に関する情報は部署ごとに管理されている。上甲子園公民館と上甲子園センターのように一体化工事が行われている事例もあるが、利用状況やコスト分析の実施、建設または改修の計画は所管部署ごとに検討されている。そのため、部署間での調整が十分でなく、地域により施設が偏在しているように思われる。

過去において、一体として管理を行うことは検討された経緯はあるものの結論には至っておらず、特に貸館機能から考えた場合には、別々に管理する積極的な理由は認められない。今後の施設のあり方、管理運営形態の検討、さらにサービスの向上や運営費の削減という観点からもこれらの施設を総合的に検討することでより有効かつ効率的に活用されるものとする。そのためには、まず各部署の有する情報を共有化し、総合的な観点から分析や検討を行うことが望ましい。

### (講じた措置)

公民館は、社会教育施設であり地域の生涯学習の拠点として設置されたものであり、これに比して地区市民館は、地域コミュニティ形成のための拠点施設として、地域の方々が自主的に活用しコミュニティ推進及び活性化を図る目的で設置されたものです。

このため、今後の施設のあり方、管理運営形態の検討、さらにサービス向上や運営費の削減など、総合的に検討することは難しいと考えますが、同じ貸館機能を持つ所管課の情報共有は可能であり、各所管間で情報の共有化を行うよう検討していきたいと考えます。

(市民局)

### (意見 20-055)

報告書 122 頁

#### 施設の管理形態

## イ 施設の一体的な運営管理

### (イ) 利用者の利用申し込み時期及び利用料金について

公民館の受付開始時期は地区市民館及び共同利用施設の受付開始時期とは異なるため、併設施設であってもそれぞれの受付開始時期に合わせて来館しなければならない。少なくとも併設施設については、受付開始時期を合わせることが利用者にとっては望ましいと考える。

また、神原公民館と神原市民館は併設されており、どちらも集会室と和室を有している。公民館と地区市民館は異なる条例に基づき使用料金を徴収しているため、同じ広さの部屋であっても、料金が異なる。少なくとも併設施設では、同じ目的で同じ広さの部屋を利用するのであれば、利用者の負担額に差が生じないよう利用料金を見直すことが望ましい。

### (講じた措置)

受付開始時期については、社会教育施設である公民館は使用される月の2ヵ月前の初日か

ら受付を開始されており、これに対し地区市民館は使用する日の前月の初日から受付開始となっておりますが、併設施設の利用者からの苦情等は全くないことや、併設施設以外の市民館については、使用料金の徴収を行っているのは指定管理者である運営委員会から選任された地域住民であることを考えれば、併設施設の市民館であっても、同一の使用目的で設置されている市民館であるという観点から従来の受付開始時期を変更する必要がないと考えます。

また、利用料金の見直しについては、今後、使用料の改定時に所管課のほか全庁的に調整を行う必要があると考えます。

(市民局)

受付開始時期については、社会教育法において社会教育は主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定められ、公民館利用もグループ・団体活動を対象としており、利用者の視点に立つならば、現在の一般グループ・団体で使用日の2ヶ月前の月初からの受付は、グループ等の活動利益から適当と考えています。また、各施設館毎の使用料積算が異なる利用料金の見直しについては、今後、定期的に行われている使用料の改定時に所管課のほか全庁的に調整を行う必要があると考えます。

(教育委員会)

## 8 支所・市民サービスセンター

(意見 20-056)

報告書 132 頁

### 行政サービスの充実

支所等における行政窓口サービスの充実をはかるためには、利用機会のさらなる検討を行う必要がある。また、証明書の発行等の単調な交付業務については、できるだけ効率的業務を行い日常的なコストを下げたり、作業効率を高めることを検討すべきである。むしろ、支所等においては、これからの高齢者社会に備えて、介護・年金等の相談業務の充実を図るべく専門的なサービスに力をいれていくことを考えるべきである。

(講じた措置)

支所等の業務は、件数に表れる証明書発行等に限らず市民からの様々な相談・苦情等があり、その対応は、証明書発行よりさらに多くの時間を要しております。市民からの要望も高度化・複雑化する中で、市行政全般にわたるすべての相談、苦情に対応している状況です。

今後、証明書自動交付機の設置により事務の効率化を進めていく中で、引き続き市民からの相談に適切に対応できるような体制の充実を検討してまいります。

(市民局)

(意見 20-057)

報告書 133 頁

### 行政サービスコスト

限られた財源を有効に使用するためには、あれもこれもというサービスの充実を図ることには限界があり、単位当たりサービスコストを如何に引き下げるかを考えなければならな

い。そのためには、これまでのように各施設が個別にコストの引き下げを考えるのではなく、施設当たり利用件数を増加させ、単位当たりサービスコストを低減させる新たな方策を市全体として考えなければならないのではないかと。新たな方策とは、同じ市内の近隣で同じような行政機能を担う施設の統廃合しか考えられないであろう。

(講じた措置)

窓口対応は、証明書発行よりも、国保、医療、税務等の相談や手続きの対応に時間がかかり、苦情処理などは内容によってはさらに長い時間を必要とする場合もあります。取扱件数のみでは、データ不足であり、一律に単位当たりのサービスコストを論じることは、適切ではないと考えます。

職員の削減や、嘱託職員等への切替えは人件費の削減には効果がありますが、必ずしも住民サービスの向上につながるものではありません。

窓口サービスの充実を図り、その機能、体制、効率的な職員配置等について引続き見直しをしているところです。

施設の統廃合につきましては、支所設置の経緯、地域団体との連絡調整等の業務、地域住民の支所窓口に対する期待など、地域の合意形成が困難であることが予想され、現時点で結論を出すことはできません。

地域の意見などを勘案しながら、市民サービスの満足度を低下させないように、総合的に判断していく必要があると考えております。

(市民局)

平成19年度 20年度

## 別表

## 責任の分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期	協議事項	
運営費上昇	市の要因による運営費の増大		
施設・設備損傷	指定管理者の責に帰すべき事由による場合		
	修繕費用が1件105千円を超えない場合		
	上記以外の場合		
債務不履行	市の協定内容の不履行		
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		
利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外の場合	協議事項	
施設等に係る火災保険及び災害保険(建物総合損害共済)への加入			
利用者に係る損害賠償保険(現金保管中(輸送中共)も含む)への加入			

平成21年度

## 別表

## 責任の分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
不可効力	自然災害等による業務の変更・中止・延期	協議事項	
運営費上昇	運営費の増大	1	
施設・設備損傷	指定管理者の責に帰すべき事由による場合		
	修繕費が1件105千円を超えない場合		
	上記以外の場合	協議事項	
債務不履行	市の協定内容の不履行		
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		
利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償	指定管理者としての業務に関して注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合		
	上記以外の場合	協議事項	
施設等に係る火災保険及び災害保険(建物総合損害共済)への加入			2
利用者に係る損害賠償保険(現金保管中(輸送中共)も含む)への加入			

1：市の指示による場合は協議事項とする

2：指定管理者の責に帰する場合

## 西宮市立北口駐車場指定管理者 平成19年度 年度協定書

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市立北口駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者 山村倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、駐車場の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について締結した西宮市立北口駐車場指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）第17条の規定に基づき、平成19年度の年度協定を以下のとおり締結する。

（この年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする業務を実施するための基本的な事項を定める。

（経費の額及び支払）

第2条 甲は乙に対し、業務実施の経費として、金59,795,000円（うち修繕予定総額金637,000円、光熱水費予定総額金8,088,000円、すべて消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の支払時期は、市が支払う会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に四半期終了後（7月、10月、1月、4月）乙の請求により翌月支払いするものとする。（1回あたり金14,948,750円）

3 基本協定第10条第1項による収支決算の結果、その要した経費の額が甲が支払った経費の額に満たないときは、乙は、その差額を甲に返納するものとし、その経費の額が甲が支払った経費の額を超えるときは、甲乙協議の上、甲は追加して支払うことができる。

4 修繕費、光熱水費については、執行予定金額を予め定め、年度末に清算払いとする。

（施設の維持補修等）

第3条 業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲乙協議の上、行うものとする。ただし、予め甲の承認を受けた1件105千円以内の施設の維持補修等及び1件105千円以内の備品の取得については、甲が支払う経費の範囲内において乙が行うものとする。

2 事業に係る光熱水費は、乙が支払うものとする。

3 第1項ただし書きの維持補修費に要した費用及び光熱水費は、第2条第1項の修繕予定総額及び光熱水費予定総額に基づき、それぞれ年度終了後精算するものとする。

この場合において、生じた返還金については、速やかに甲に還付するものとし、当該予定総額を超えたときの取扱は、甲乙協議のうえ決定する。

## 西宮市立北口駐車場指定管理者 平成20年度 年度協定書

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市立北口駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者 山村倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、駐車場の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について締結した西宮市立北口駐車場指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）第17条の規定に基づき、平成20年度の年度協定を以下のとおり締結する。

（この年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする業務を実施するための基本的な事項を定める。

（経費の額及び支払）

第2条 甲は乙に対し、業務実施の経費として、金58,300,000円（うち修繕予定総額金621,000円、光熱水費予定総額金7,885,000円、回数駐車券購入予定総額金1,734,600円すべて消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の支払時期は、市が支払う会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に四半期終了後（7月、10月、1月、4月）乙の請求により翌月支払いするものとする。（1回あたり金14,575,000円）

3 基本協定第10条第1項による収支決算の結果、その要した経費の額が甲が支払った経費の額に満たないときは、乙は、その差額を甲に返納するものとし、その経費の額が甲が支払った経費の額を超えるときは、甲乙協議の上、甲は追加して支払うことができる。

4 修繕費、光熱水費、回数駐車券購入費については、執行予定金額を予め定め、年度末に清算払いとする。

（施設の維持補修等）

第3条 業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲乙協議の上、行うものとする。ただし、予め甲の承認を受けた1件105千円以内の施設の維持補修等及び1件105千円以内の備品の取得については、甲が支払う経費の範囲内において乙が行うものとする。

2 事業に係る光熱水費は、乙が支払うものとする。

3 第1項ただし書きの維持補修費に要した費用及び光熱水費は、第2条第1項の修繕予定総額及び光熱水費予定総額に基づき、それぞれ年度終了後精算するものとする。

この場合において、生じた返還金については、速やかに甲に還付するものとし、当該予

## 西宮市立北口駐車場指定管理者 平成21年度 年度協定書

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市立北口駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者 パーク二四株式会社（以下「乙」という。）は、駐車場の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について締結した西宮市立北口駐車場指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）第18条の規定に基づき、平成21年度の年度協定を以下のとおり締結する。

（この年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（管理経費の額及び支払）

第2条 甲は、乙に対し、業務実施の経費として、別添1の積算により金58,000,000円（消費額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の経費の支払時期は、市の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に四半期終了後、乙の請求により翌月（7月、10月、1月、4月）末日までとし、1回あたり金14,500,000円を支払う。

3 精算経費については、基本協定書第11条第3項の収支状況により年度終了後精算するものとする。この場合において、精算経費の各項目に係る乙が支払った額が、別添1に掲げる額に満たないときは、乙は、その差額を甲に速やかに返納し、超えた場合は、甲乙協議の上決定する。

（施設の維持補修等）

第3条 業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等は、原則として甲乙協議の上行うものとする。ただし、予め甲の承認を受けた1件10万5千円以内の施設の維持補修等は、甲が支払う経費の範囲内において乙が行うものとする。

（準備金）

第4条 当該施設管理における当初つり銭等については、乙が準備するものとする。